

平成 18 年 7 月 3 日

各 位

会社名 東海リース株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚本幸司
(コード番号：9761 東証・大証第2部)
問合せ先 取締役経理会計部長 西 彰一
(TEL 06-6352-0005)

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 3 日開催の取締役会において、第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

当社は、平成 18 年 3 月期に 8 年ぶりの黒字と 5 年ぶりの復配を果たすことができました。また、平成 17 年 7 月には第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行い、自己資本の充実と財務体質の安定化を図りました。当社は、有利子負債の圧縮を重要な事業課題の一つと位置付けており、これを加速させるとともに、採算性重視の経営に取り組み、確固たる収益基盤を築いていく上でエクイティ・ファイナンスによる財務体質のより一層の強化が必要と考えております。今般の無担保転換社債型新株予約権付社債は、株価へのマーケットインパクトに配慮しつつ円滑に株式に転換されることを企図しております。また、本社債にはコール条項が付されており、株価下落時には繰上償還によって過剰な希薄化を防止できる仕組みとなっております。

当社は、本社債の発行により財務体質のさらなる向上を図るとともに、将来へ向け、企業価値の堅実かつ安定的な向上を目指してまいります。

記

1. 社債の名称 東海リース株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の発行価額 額面 100 円につき金 100 円
3. 新株予約権の発行価額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
4. 新株予約権の発行価額の算定理由(無償の理由) 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債から分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権の価値が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済価値と本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
5. 新株予約権の割当日および本社債の払込期日 平成 18 年 7 月 19 日(水)
6. 募集に関する事項
 - (1) 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を新光証券株式会社に割り当てる。
 - (2) 申込期間 平成 18 年 7 月 19 日(水)
 - (3) 申込取扱場所 東海リース株式会社 経理会計部

ご注意：この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

7. 新株予約権に関する事項

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
- 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求（本項第(6)号に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は、修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（算出された当該最大整数を以下「交付株式数」という）とする。
- (2) 新株予約権の総数
- 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計24個の本新株予約権を発行する。
- (3) 行使時の払込金額および転換価額
- 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付株式数に本号記載の転換価額（ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。なお、交付株式数に本号記載の転換価額（ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。
- 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「転換価額」という。）は、当初、平成18年7月3日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である270円とする。
- (4) 行使時の払込金額（転換価額）の算定の理由
- 本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は本社債の償還価額と同額とし、当初の転換価額は、平成18年7月3日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である270円とする。
- (5) 新株の発行価額中の資本組入額
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 行使請求期間
- 本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年7月20日から平成20年7月17日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。

ご注意： この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(7) 行使の条件 当社が第8項第(7)号もしくはにより本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後、本新株予約権を行使することはできない。当社が第8項第(7)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債の全部または一部を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に到着したとき以後、当該本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 転換価額の修正 本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の3取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が135円(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が405円(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a 本号 bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)。調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社普通株式の株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、株主を定めるための基準日の翌日以降、これを適用する。

ご注意： この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- b 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- c 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 b に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本号 b に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。また、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- d 本号 c における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- e 本号 a から c の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 a から c にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株 式 数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調 整 前} & \text{調 整 後} \\ \text{転 換 価 額} & \text{転 換 価 額} \end{array} \right] \times \text{調 整 前 転 換 価 額 により 当 該 期 間 内 に 交 付 さ れ た 株 式 数}}{\text{調 整 後 転 換 価 額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

ご注意： この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- a 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- b 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- c 「既発行普通株式数」は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本号 bの株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。
- d 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後の転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- e 本号 aからcに定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- a 株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）または会社分割により転換価額の調整を必要とするとき。
- b その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- c 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10) 自己新株予約権の取得の事由および消滅の条件 本新株予約権の取得事由は定めない。

(11) 行使請求受付場所 株主名簿管理人
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(12) 代用払込に関する事項 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。なお、交付株式数に第7項第(3)号記載の転換価額（ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。

ご注意： この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

8. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 金 12 億円
(2) 各社債券の金額 金 5,000 万円の 1 種
(3) 社債の利率 本社債には利息を付さない。
(4) 利払期日および利払方法 該当事項なし。
(5) 償還期限 平成 20 年 7 月 18 日(金)
(6) 償還価額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還の場合は本項第(7)号 から に定める価額による。
(7) 償還の方法

本社債は、平成 20 年 7 月 18 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ 1 か月以上前に事前通知するものとする。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から 30 日前までに事前通知を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。

本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して償還すべき日の 10 営業日前までに事前通知を行い、かつ、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を本項第(13)号記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、いつでも、その保有する本社債の全部または一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。

本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。

- (8) 社債券の様式 無記名式
本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することができない。
- (9) 担保の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
- (10) 財務上の特約 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。
- (11) 取得格付 取得していない。
- (12) 社債管理者 本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書および会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

ご注意： この文書は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(13) 償還金支払場所 東海リース株式会社 経理会計部

(14) 登録機関 該当事項なし。

9. 上場申請の有無 なし。

10. その他本社債発行に関し必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。

11. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 1,189 百万円については、838 百万円を借入金の返済に、残額を運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達による今期の業績への影響はありません。なお、調達資金を借入金返済に充当する部分は金利負担の軽減に繋がるものであり、財務体質が強化されることが見込まれます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けており、今後の収益予想、財務体質の強化を考え、将来の事業展開に見合った安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、さらに配当性向や経営環境等も勘案し、決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、今後の事業展開に備え、経営基盤の強化と財務運営の安定化に努めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1 株当たり当期純利益 または当期純損失()	26.53 円	126.17 円	24.21 円
1 株当たり年間配当金	- 円	- 円	6 円
修正配当性向	-	-	24.8%
株主資本当期純利益率	4.3%	23.1%	5.0%
株主資本配当率	-	-	1.3%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

ご注意: この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	
発行総額	1,000,000千円
発行日	平成17年7月19日
当初転換価格	289円

(2) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	76円	160円	313円	314円
高 値	167円	354円	363円	315円
安 値	73円	123円	245円	241円
終 値	154円	317円	313円	270円
株価収益率	-倍	-倍	12.9倍	-倍

- (注)1. 平成19年3月期株価については、平成18年7月3日現在で表示しております。
 2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。
 3. 平成16年3月期および平成17年3月期の株価収益率は、当期純損失のため記載しておりません。
 4. 平成19年3月期の株価収益率は、未確定のため記載しておりません。

4. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成18年7月3日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は15.6%となる見込みであります。

(注)潜在株式数の比率は、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を平成18年7月3日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は10.4%となり、全て下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は31.2%となります。

(2) 割当予定先の概要等

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	新光証券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)	金1,200,000,000円	
払込金額	金1,200,000,000円	
割 当 予 定 先 の 内 容	住 所	東京都中央区八重洲二丁目4番1号
	代 表 者 の 氏 名	取締役社長 草間 高志
	資 本 の 額	125,167百万円
	事 業 の 内 容	証券業
当 社 と の 係 関	大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社みずほコーポレート銀行 10.4%、 みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 10.4% 他
	出 資 関 係	当社が保有している割当予定先の株式の数： 普通株式 25,385株 割当予定先が保有している当社の株式の数： 普通株式 - 株
	取 引 関 係 等	主幹事証券会社
	人 的 関 係 等	なし

(注)資本の額、大株主及び持株比率ならびに出資関係の欄は、平成18年3月31日現在のものです。

その他

割当予定先である新光証券株式会社との間で、本新株予約権付社債に譲渡制限を付すことを合意する予定です。また、新光証券株式会社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本件の引受けに関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

以 上

ご注意： この文書は、当社の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。